

ご参考:子供の扶養認定審査に必要な書類

(審査の際には申請者対象者ごとに必要な書類をご案内します。申請対象者の現況により下記以外の書類のご提出をお願いすることがあります。)

被保険者が育児休業中の場合、育児休業終了後に申請が可能です。

	必ず提出する書類		扶養家族認定申告書 (出生の場合は不要)
			被扶養者認定届 世帯全員分の住民票 (世帯全員が記載されたもの、 続柄と在留資格が省略されていないもの 、マイナンバーなしのものもしくは抹消したもの。) 戸籍謄本(被保険者が世帯主ではない場合)
	夫婦ともに被保険者の場合		夫婦それぞれの給与明細3か月分(コピー可)
必要に応じて提出する書類	16歳以上～18歳以下の学生の場合		在学証明書(コピー可)
	16歳以上で未就学または就労していない		非課税証明書
	離職による申請	健康保険資格喪失証明書 国保加入の方は、マイナポータル情報画面/資格情報のお知らせ/資格確認書のいずれか(コピー可)	
		雇用保険未加入	退職証明書(雇用保険に未加入であったことが記載されたもの)
		失業保険の受給が終了	受給資格者証の受給終了日が記載されているページ(コピー可)
		失業保険の受給をしない	雇用保険被保険者離職票1・2(コピー可)確認書
		失業保険の受給を延長	雇用保険被保険者離職票1・2(コピー可)または雇用保険受給延長通知書(コピー可)確認書
	パート等で働いている場合		給与明細3か月分(コピー可)
			収入金額を証明する書類および雇用契約書(コピー可)
			一時的な収入増であることの証明書
年金受給者		年金裁定通知書のコピー可	
個人事業主		直近の「確定申告書第一表・第二表・第三表(第三表は提出している場合のみ)」、「収支内訳書」または「青色決算申告書」(コピー可)	
個人事業を廃業した場合		廃業届出書(コピー可)	
別居の場合	仕送りを証明する書類 (学生の場合不要)	日付・金額・送金人・受取人が確認できる金融機関等からの振り込み控え直近3か月分(コピー可)	

個人事業主(自営業者)に該当する方の収入総額から差し引く必要経費は、所得税法上で求められている必要経費と異なりそれなしては事業が成り立たない経費(直接的必要経費)に限られます。確定申告における所得金額とは異なります。

詳しくは 加入・変更について>家族の加入について>収入の基準 https://www.nomurakenpo.jp/member/outline/family_a.html でご確認ください。